

奈労基発0919第3号
令和6年9月19日

一般社団法人奈良県産業廃棄物協会 会長 殿

奈良労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

労働者死傷病報告の改正に係る周知について（依頼）

皆様におかれましては、平素より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

じん肺法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第45号）については、令和6年3月18日に公布され、令和7年1月1日から施行することとされたところです。

労働者死傷病報告については、その報告事項を改正するとともに、事業者からの報告を原則として電子申請とすることを義務付けるものでありますが、労働者死傷病報告は、事業場の規模や業種を問わずに適用され、影響を受ける関係者が非常に多いことから、厚生労働省HPにおいて、下記のとおり特設ページを開設したところです。

つきましては、特設ページを傘下関係者等に御周知されること等により、労働者死傷病報告の改正に係る周知に御配慮を賜りますよう御協力をよろしくお願い申し上げます。

記

1 特設ページの開設について

厚生労働省HPにおいて、改正の内容に係るリーフレットや電子申請方法の説明資料等の各種情報を掲載した以下の特設ページを開設しました。

なお、本特設ページには、11月初旬を目途に、電子申請の方法等を説明する動画も掲載する予定としています。

○労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます
(令和7年1月1日施行)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei_00002.html

【QRコード】

